徳島県高度外国人材採用活動支援補助金に係るQ&A

問１　法人の住所が県内にあるが、県外にある事業所で高度外国人材を雇用する場合でも補助対象になるのか。

答１　県内に本社や事業所を有していても、高度外国人材を受け入れる事業所が県外の場合は補助対象となりません。

問２　在留資格の取得等、渡航費等、人材受入れに係る費用の３事業区分全てを補助金申請することは可能か。

答２　可能です。

問３　行政書士への依頼日や渡航等の航空会社等への申込日、人材紹介契約日が補助金の交付決定前になった場合でも補助を受けることができるのか。

答３　補助金の交付決定前に事業に着手した場合は補助を受けることができません。申請後であれば、交付決定前でも依頼等をすること自体は差し支えありませんが、交付決定を受けられなかった場合には自己負担となりますのでご注意ください。
「人材紹介契約日」については問16や問17も御覧ください。

問４　現に日本国内にいる留学生を採用する場合にも、補助金申請することは可能か。

答４　高度外国人材として雇用する場合は可能です。

問５　高度外国人材が個人で渡航等のための航空機等を申し込む場合、企業が代理で補助金申請することは可能か。

答５　この補助金は、企業が実施する採用活動等へ支援を行う補助金であり、高度外国人材個人へ直接補助金をお支払いすることはできません。また、企業が費用を負担しない場合は補助対象となりませんので、単なる代理申請は受付できません。

問６　派遣により高度外国人材を受入れ、派遣料金を月払いで支払いますが、いつまでの期間が補助対象経費になるのか。

答６　補助対象期間を令和９年３月５日までとしているため、派遣料を月払いしている場合は、３月５日までに支払った分が補助対象となります。

問７　渡航費等は、社員の海外渡航費用も対象になるのか。

答７　高度外国人材の採用面接のために海外に渡航する場合は対象になります。この他、高度外国人材が採用面接のために日本に来る場合、採用されることが決まった高度外国人材が来日する場合も対象となります。

問８　渡航費等について、宿泊費や飲食代は対象となるのか。

答８　宿泊費や飲食代は対象になりません。海外との渡航に要する航空機費用及び日本国内移動に要する交通費を対象としています。

問９　航空券などが、外貨建ての場合はどうすればよいか。

答９　提出書類では、日本の通貨（円）で、かかる費用を提出いただく必要があります。日本の通貨（円）で経費の算出をお願いします。実績報告時には、日本の通貨（円）における支出を証明いただく必要があるので御留意ください。

問10　見積書や領収書に消費税込の金額しか記載されていないが、全額補助対象額としてよいか。

答10　領収書等に消費税込みの金額しか記載されていない場合は、当該金額を 1.1 で割り返した金額が補助対象となります。

問11　申請に必要な見積書は、複数社の見積書を提出する必要があるか。

答11　１社の見積書の提出で結構ですが、市場価格より明らかに高額な見積書の場合は、内容確認をさせていただく場合があり、他社の見積書の提出をお願いすることがあります。

問12　事業の実施期間とはいつからいつまでを言うのか。

答12　交付決定後に事業を開始する必要がありますので、事業開始日は、交付申請書の申請日から概ね10日後の日付を記載してください、事業終了日は事業の完了日または支払い完了日のいずれか遅い方になります。

問13　事業を進める中で、見積時から金額が変わる（安くなる、または高くなる）見込みになった。少額の変更であれば、事前の変更手続きをせずにそのまま実績報告をしてもよいか。

答13　少額であっても「金額に変更が生じる場合」は、たとえ1円の増減であっても事前に県への「補助事業変更承認申請」が必要となります。
要綱上、事前の承認が不要な「軽微な変更」と認められるのは、「補助金額に変更がなく、経費の区分間での20%以内の流用」や「事業計画の細部の変更」のみです。全体の総額が変わる場合や、各項目の金額に増減が生じる場合は、金額の大小にかかわらず必ず発注や支払いを行う前に、「変更承認申請書（様式第2号）」及び「変更後の見積書」を提出し、県の承認を受けてください。

問14　航空券が外貨建ての場合はどうなるのか。（2026.9追加）

答14　外貨建ての航空券も補助対象となりますが、支払いは円で行っていただく必要があります。（クレジットカードでの支払い等の場合、実績報告時には利用明細等で円での支払い額の確認をさせていただきます）

問15　高度外国人材が渡航費用を立て替えておいて、後から企業が高度外国人材へ支払った場合は、補助対象となるのか。（2026.9追加）

答15　高度外国人材が渡航費等を立て替えておいて、後から企業が高度外国人材へ支払う場合も補助対象となります。その場合、実績報告の際に、高度外国人材が支払った金額（立て替えた金額）や事実が分かる根拠書類や、企業から高度外国人材へ支払った金額や事実が分かる根拠書類の提出が必要となります。
また、高度外国人材へは外貨ではなく、円で支払っていただく必要があります。

問16　すでに人材紹介事業者と「基本取引契約」を締結している場合、補助対象となるか。（2026.9追加）

答16　本補助金は、交付決定以後に事業に着手していただく必要がありますが、着手とは「対象となる高度外国人材について、人材紹介事業者へ内定通知を出す日」とし、交付決定前に「基本取引契約」を締結している企業でも補助対象となります。
問3の「人材紹介契約日」とは「対象となる高度外国人材について、人材紹介事業者へ内定通知を出す日」となります。

問17　人材紹介事業者から紹介を受け、選考や面接を終え、採用を決定してから補助金交付申請を行ってもよいか。（2026.9追加）

答17　交付申請前に高度外国人材の紹介→選考・面接→採用決定を行っていても、「対象となる高度外国人材について、人材紹介事業者へ内定通知を出す日」が交付決定後であれば活用可能です。
問3の「人材紹介契約日」とは「対象となる高度外国人材について、人材紹介事業者へ内定通知を出す日」となります。